北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案) に関する説明会

日 時 平成25年6月12日(水)13:30~

場 所 函館市 渡島総合振興局 講堂

(1)開 会

〇司 会(道農政部畜産振興課):

時間となりましたので、ただいまより「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し (案)に関する説明会」を開会します。

私は、本日の進行を務めます北海道農政部の多田と申します。よろしくお願いします。 開会に当たりまして、北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

〇多田食の安全推進局長(道農政部):

北海道農政部でBSE対策を担当しています食の安全推進局長の多田と申します。「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に関する説明会」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中をご出席をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

既に皆様方ご承知のとおりBSE対策につきましては、平成13年の9月に国内で初めてBSEが発生して以降、これまで飼料規制、と畜場におけます特定危険部位の除去、さらにはBSE検査あるいはトレーサビリティなど関係者が一丸となって取り組んできたところでです。そうした中で、国内においては平成21年1月を最後にBSEの発生はありません。さきの5月29日には、フランスのパリで開催されておりました国際獣疫事務局の総会におきまして、我が国がBSEの清浄国に認定されたところです。また、国ではBSE対策の見直しを行うこととしていて、と畜牛の検査対象月齢を7月1日から30か月齢超から48か月齢超に引き上げる省令の改正が行われたところです。

こうした中で道としては、と畜牛のBSE検査のあり方について、知事の附属機関であります北海道食の安全・安心委員会に検討を依頼し、食の安全・安心委員会では牛肉の生産・流通・消費、学術専門家による専門委員会を設置しまして検討を重ねる中で、「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」を取りまとめていただいたところであります。

道では、その食の安全・安心委員会からいただきましたご提言を踏まえて「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)」を取りまとめまして5月の23日に公表し、現在パブリックコメントを行っています、道民の皆様や関係機関・団体のご意見をもとに今後、BSE検査の見直しを検討することとしているところです。

今日の説明会は、内閣府食品安全事務局の山本課長においでいただきまして、BSEの食品健康影響評価を初め、これまで道が取り組んできましたBSE対策や食の安全・安心委員会からいただきました提言、さらには見直し(案)についてご理解をしていただくために開催するものです。また、その説明をもとに皆さんのご意見をお聞きすることも本日の大変重要な内容となっています。

私どもとしては丁寧にわかりやすい説明を心がけていきたいと思いますので、説明が終わった後、皆様方からご質問、ご意見をいただく予定にしていますので、ぜひたくさんのご意見、ご質問をお聞かせいただくことをお願い申し上げまして、簡単ですが開会の挨拶とさせていただきたいと思います。

今日は、よろしくお願いします。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

それではここで、配付資料の確認をします。

最初にアンケート用紙、次に資料1、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」、次に資料2「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要」、資料3「牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについて」、次に資料4「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について」の五つの資料を配付しています。資料が不足していましたら受付の係員にお申しつけください。またアンケート用紙につきましては、受付に回収箱を用意していますので、お帰りの際に提出願います。

ここで、本日の進行についてご説明します。

最初に、北海道におけるBSE対策等について、北海道農政部生産振興局畜産振興課主 幹の小田より説明します。

次に、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要について、 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長の山本氏より説明いただきます。

続きまして、牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについて、北海道保健福祉部健康安全 局食品衛生課主幹の本郷より説明します。

最後に、北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について、北海道農政部生産 振興局畜産振興課家畜衛生担当課長の奥田より説明します。

その後10分間の休憩をとりまして、本日の説明内容についての質疑の時間を持ちます。 なお、ご質問につきましては、効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をは っきりと述べてください。また、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いします。

(2)説 明

〇司 会(道農政部畜産振興課):

それでは、まず最初に、北海道におけるBSE対策等について小田主幹から説明します。 〇小田主幹(道農政部畜産振興課):

北海道畜産振興課の小田と申します。北海道におけるBSE対策並びに、北海道食の安全・安心委員会からいただきました「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」について概要をご説明させていただきます。

(スライド1、2)

まず、内容に入ります前に、おさらいを兼ねまして「牛海綿状脳症とは」というところから始めさせていただきます。

牛海綿状脳症、通常BSEと報道されていますが、これは牛の病気だということをまずご了解ください。この病気は、異常プリオンたん白質、従来、人にも牛にもそれぞれ種特異的なプリオンたん白質というものが体の中に存在していますが、それが何らかのきっかけによって異常を来したものが異常プリオンたん白質で、牛の場合これをBSEプリオンと通常呼んでいます。これが牛の体内、主に脳や神経組織に蓄積するとこれらの組織が異常を来して異常行動、運動失調などの症状を示し、最後は死亡するという病気です。この病気が牛の間で広まったのは、BSEに感染した牛を由来とする原料が混入した飼料を牛に給与したことが原因と考えられています。BSEは牛の病気ですが、人との関連で非常

に問題になり、現在も食の安全について注目されている疾病です。

(スライド3)

そこで、人との関連性についてですが、人にも高齢の方に、ぽつぽつと散発的に発病する、孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病というプリオン病があります。発生頻度は100万人に1人位で、日本でも年間200人位の方に発症が確認されています。

このクロイツフェルト・ヤコブ病とよく似た病気の発生がBSEの発生が多かったイギリスで報告され、20歳前後の若齢者も発症し、脳波などが通常のクロイツフェルト・ヤコブ病と異なっていたことから、こちらを変異型クロイツフェルト・ヤコブ病と呼んでBSEとの関連が研究されています。

(スライド4)

国内並びに道内で行われたBSE対策の経過を経時的に追ったものですが、平成13年9月に国内で初めてBSE感染牛が確認され、同年11月には北海道でも残念ながらBSE感染牛が確認されています。これらを受けまして10月以降に牛の飼料規制と食肉に関連しての特定危険部位、略してSRMの除去、それから、牛一頭一頭に番号を付けて、履歴等を確認できる個体識別制度、加えまして、と畜牛の全頭検査と、死亡牛のBSE検査といった一連の対策がスタートしています。

その後、平成17年8月ですが、これらの措置が軌道に乗ったことを踏まえて国は、と畜牛の全頭検査を見直しています。内容は、21か月齢以上のと畜牛をBSE検査の対象として、20か月齢以下のと畜牛については検査の対象から除外するというものでした。

施行には猶予期間を経た平成20年7月からになりましたので、それを踏まえ、道は平成19年10月から11月に旭川、函館、札幌、帯広の4か所で道民の皆さんとの意見交換会を開催して検討しました。この結果、この時点のいろんな状況を勘案すると、20か月齢以下の検査を打ち切ることはできないとの結論を出しまして、北海道は20か月齢以下も含めて独自に全頭検査を継続することとしました。この状況は北海道だけではなく、47都道府県が全て独自検査を継続することになりました。

その後、これらの対策が功を奏して日本でBSEが発生していないことを踏まえて、国際機関のOIEが日本を「BSEのリスクを無視できる国」、いわゆる清浄国に認定されることが平成23年には見込まれており、国は、全頭検査の月齢緩和、その他、輸入牛肉や特定危険部位の取扱についての対策の見直しを始めました。

その結果、平成25年4月に国は、と畜牛の検査対象月齢を30か月齢超に変更し、30か月齢以下のものを検査から除外することを決め、さらにSRMなどの対応についても30か月齢を基準にして見直しがされました。

(スライド5)

BSE対策ですが、大きく分けてポイントが四つあります。

一つは、牛への感染拡大の阻止を目的とした飼料規制です。日本国内だけではなく世界的にも飼料規制が行われ、BSE発生のピークである1992年の3万7,000頭から、2012年には21頭まで発生が激減しています。

もう一方、人への安全確保の柱としまして特定危険部位、SRMの除去があります。こちらは、BSEプリオンが感染牛の体内、主に脳と先ほど説明しました部位に、局所的に蓄積されることから、危険な部位をと畜段階で除去することにより、人が口にする牛肉の

安全性を確保していく対策です。

もう一つ、牛の個体識別制度ですが、こちらは一頭一頭に番号を設けて、生年月日から 牛の農場での飼育や移動状況などをデータベース化して一元管理することで、どなたでも 牛の履歴を確認できる制度を立ち上げました。

飼料規制、SRMの除去、個体識別制度、これらの対策がBSE対策としては柱になりますが、その柱が有効に機能しているかどうか、対策がきちんと守られて効果を発揮しているかどうかをBSE検査で検証、確認している状況にあります。この検査につきましては、食肉に供されると畜牛での検査と、農場で死んだ死亡牛の検査を実施しています。(スライド6)

飼料規制の補足ですが、肉骨粉について、牛、豚等の家畜がと畜場でと畜される場合、 食用にならない部分を最終的に化製処理しますが、処理した後に乾燥して作られる粉末状 のものです。これはと畜残渣だけではなく、死亡牛も化製場に運ばれて化製処理され、肉 骨粉が製造されています。

肉骨粉は、平成13年のBSE発生以前は主に家畜の飼料や肥料として利用されてきましたが、平成13年10月からの飼料規制等の対策によりまして、現在、我が国では牛などの反すう動物を原料として作られた肉骨粉は飼料等への使用が禁止されていて、海外からの輸入も禁止されている状況にあります。

(スライド7)

これは飼料の監視体制を模式図にしたものですが、輸入、あるいは国内の工場で死亡牛などの原料が化製処理され、そこからできた肉骨粉が従来は配合飼料とか混合飼料に混ぜられていましたが、現在は、反すう獣由来のものは一切禁止で、更には、国や都道府県で飼料について、専門の機関でDNAも含めた検査をして牛など反すう動物由来のものが混ざっていないことを確認しています。

(スライド8)

続きまして、特定危険部位に関して補足させていただきます。

お手元の資料の図ですが、発症牛をモデルに整理しているものです。BSEは、肉骨粉等に含まれていますBSEプリオンを口から摂取し、それが消化管を経由して体内に吸収され、ある一定の期間を経まして脳、脊柱の中を走っている脊髄など特定の部位に蓄積されていくことが報告されています。全体の63%弱が脳に蓄積され、あとは脊髄とか、脊髄の近辺にある神経節という神経の束、そういったところに多く蓄積されます。もう一つは、盲腸のちょっと手前に回腸というのがありますが、回腸の盲腸側の端、通常、遠位部といいますが、回腸遠位部にも約1割ほどプリオンが蓄積されているという研究報告があります。

先ほど、この図は発症牛で、ある程度の時間が経過してプリオンが蓄積されてきた状態と説明いたしましたが、若い牛につきましては、喉にあります扁桃、風邪を引くと腫れて熱が出たりするところですが、口から入ったプリオンの一部はここにひっかかります。扁桃をすり抜けて胃とか腸のほうに行ったものの吸収の窓口になるのは回腸遠位部になります。若い牛につきましては脳とか脊髄への蓄積はほとんど報告されておらず、扁桃とか回腸遠位部にBSEプリオンの蓄積が認めらています。

(スライド9)

BSE検査は具体的にどういう方法でやっているかということですが、現在、と畜牛と死亡牛の検査を行っていますが、人間でいうと首の後ろ側にあります延髄という部分を取り出しまして、それを材料としてエライザ法という検査方法で陽性か陰性かを確認しています。健康と畜牛は全頭検査、死亡牛は24か月齢以上の牛全頭を検査しています。また、農場等で神経症状、いわゆるBSEの発症を疑うような症状あるいはそれに似たような症状を示した牛につきましては月齢を問わず検査しています。

(スライド10)

と畜牛の検査は、と畜場のある場所にある食肉衛生検査所で検査しています。道内には 12か所の牛のと畜場がありますが、そのうち 9 か所で B S E スクリーニング検査が行われています。

(スライド11)

死亡牛につきましては、家畜保健衛生所の出先のBSE検査室がありまして、道内7か 所に24か月齢以上の死亡牛が全部集められまして、そこで材料を採取し、道内3か所の家 畜保健衛生所で検査されています。

(スライド12)

BSE対策の実施状況ですが、飼料規制、SRMの除去、そして個体識別制度、これらを確認すると畜牛と死亡牛のBSE検査、これらが連動する機能的な体制が取られていて、その結果、平成21年以降、我が国でBSEは発生していません。また、これらの対策が有効に機能しBSEの発生がなくなったので、日本時間でこの5月29日にOIEから日本は清浄国と承認されました。

(スライド13)

世界のBSE発生件数は飼料規制、SRMの除去等の対策によりまして1992年をピークに急速に減少しており、2012年には21頭まで減少しています。世界で一番発生が多かったイギリスも2012年には3頭まで減少しています。それにあわせまして、イギリスで多数報告されました人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病も今は発生していません。

(スライド14)

国内では現在まで36頭BSEが発生していますが、そのうち25頭は残念ながら北海道で発生しています。そのBSEが発生した牛の月齢区分では2層のピークがありまして、参考までに、これは、この時期とこの時期に生まれた牛に多く発生があったというグラフですので、後ほどご確認ください。

(スライド15)

道内又は国内で以上のようなBSE対策を進た結果、国は平成23年から24年にかけて新たにBSE対策を見直すことで検討を進めました。一方で、今年の5月に日本がBSEの清浄国になるという状況もありまして、道しても、これまで行ってきたBSE対策を見直す必要があるということで、知事の附属機関の北海道食の安全・安心委員会に、北海道におけるBSE対策の見直しについてご議論とご提言をいただきたいということで審議をお願いしました。

食の安全・安心委員会では、BSEの問題はより専門的な知識が必要となり、下部組織 としてBSE専門部会を立ち上げていただいて、メンバーには牛肉の生産者団体からの代 表者、流通・加工団体からの代表者、消費者団体からの代表の方、そして大学でBSEの 研究をされているBSE学術専門家を特別委員としてお招きしましてご議論いただきました。

(スライド16)

BSE専門部会は合計3回開催していただきました、第1回目では、事務局である北海道から、BSEが国内で初めて発生した当時の状況、それから、先ほどお話ししましたが、20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られたとときになぜ都道府県が全頭検査を継続したかというような経過をご報告させていただきました。

加えて平成21年、これまでの日本の体制が一定評価されて、先ほどお話ししたOIEで、日本はBSE発生国から清浄国に一歩近づいたレベルの「管理されたリスク」の国に認定されていますが、その当時の状況等につきまして報告させていただいて議論していただきました。

(スライド17)

その結果、委員からのご意見としましては、飼料規制やSRM除去あるいは個体識別制度によって全国的にBSEのリスク管理はしっかりと行われていることは言えます。ただし、飼料規制、SRM除去がBSE対策の柱であり、BSE検査が柱ではないのだという正しい知識を道民の皆さんに対して広める努力を今後とも行っていかなければならないとのご意見をいただいています。

(スライド18)

第2回目のBSE専門部会では、日本のBSE対策は、ヨーロッパの対策を参考した経緯もありまして、ヨーロッパの情勢について道からご説明させていただいて議論いただきました。

ョーロッパではいろんな対策の結果、先ほどお示ししたとおりBSEの発生がどんどん減ってきて、一定の成果があったので、2005年に今後のBSEに関するリスク管理のあり方が検討され、その後の対応方針、一般的にロードマップと言われますが、それが検討され公表されています。これが第一次ロードマップになりますが、その5年間の対策を踏まえて、2010年には新たな見直しをかけた指針、「第二次ロードマップ」がつくられ公表されているという経緯等をご説明させていただきました。また、ブルガリアとルーマニアを除くUE加盟25か国は、と畜牛の検査は廃止することができるのではないかというところまで進んでいるという状況を報告させていただきました。

(スライド19)

このときに委員からいただいたご意見ですが、世界的にもBSEのリスクが低下しているのは間違いない。ただし、日本はまだヨーロッパ等が進めているような管理措置の見直しにはなかなか踏み出せないでいるのもまた事実。との認識をお示しいただきました。

(スライド20)

最後になりますが、第3回BSE専門部会については、道から二つ報告させていただきました。

まず1点目は、非定型BSEについて報告して意見をいただいています。

ここで「非定型BSE」という言葉が出てきますが、今までお話しさせていただいたBSE、これは定型BSEと記載されているところですが、それとは性格の違う型のBSEでありまして、従来型が世界で約19万例発生したのに対して、これまで非定型が報告され

ているのは約70例と少数です。また非定型BSEは、6.3歳から18歳と広い年齢で発生しているのですが、ほとんどが8歳を超える牛に発生しており、先ほど、人の高齢の方に単発で発生する孤発型クロイツフェルト・ヤコブ病についてお話ししましたが、牛でもそれと類似した孤発的なBSEが高齢牛に発生する可能性が高いという見解が示されています。

この非定型BSEは国内でも2例確認されています。うち1例は、通常は8歳を超える高齢牛に発生するのですが、こちらは23か月齢と比較的若い段階で見つかった例でした。この若い牛につきましては、国内でいろいろ研究、分析されていますが、結果としてBSE特有の病変は認められませんでした。また、牛への伝達についての各種試験も行われていますが、こちらも全て伝達は認められなかった報告されています。非定型BSEについては国内では国が所管する独立行政法人動物衛生研究所が中心になって研究されていますので、道としてはそちらからいろんな資料、知見などをいただきましてBSE専門部会にご報告させていただいたという経緯にあります。

報告の内容を整理すると、非定型BSEについては、従来のBSEと同様に飼料規制を 徹底継続することと、発生頻度の高い高齢牛については検査が必要であるという見解が示 されていることをご報告させていただいています。

(スライド21)

それに対して各委員からは、非定型の問題については未解明な部分が多いので、今後も研究を継続・推進することが必要である。非定型BSEについては、不明な点があるものの、従来のBSEの対策を適切、確実に行うことが非定型BSEのリスク低減にも有効。との見解をいただきました。

(スライド22)

2点目の報告は、道が各都府県と、関東圏あるいは全国に展開する大手スーパーマーケット34社、こちらは北海道産牛を多く扱っている業者ですが、そちらのほうにこのBSE対策見直しについてのアンケートをとらせていただきましたので、この結果をあわせて報告させていただいています。

第3回BSE専門部会は4月末に開催したのですが、この時点で各都府県の動向については、43都府県のうち全頭検査を止める方向で検討中が40、未定が3県ありました。流通業界、大手スーパーマーケット34社のアンケート調査の結果としては、と畜場における検査対象月齢をこれまでの科学的知見に基づいて世界基準に合わせて見直していくことについては、79.4%が理解するという回答をいただいたことを報告させていただきました。

(スライド23)

それに対する委員会からのご意見としては、BSE対策の一部を見直したとしても、科学的に必要と判断される安全に係る対策は今後も継続されることについて、つまり、このような見直しが行われたとしても柱となる対策は今後も継続されるこのことを道民や国民にわかりやく丁寧に説明して、内容周知を行うことは必要だというご意見をいただいています。

(スライド24)

第3回のBSE専門部会では、それまでの部会での議論を踏まえて道に対するBSE検査のあり方についての提言案をまとめていただきました。さらに、その案について親委員会の食の安全・安心委員会でご議論いただいた上で、最終的に提言をまとめていただきま

した。

字が小さくて見づらいですが、左が提言の全文です。右側は、それまでの議論で参考に された論文や資料のリストです。

(スライド25)

提言について説明させていただきます。

上半分に書いています提言の内容ですが、これまでの経緯等いろいろ書いてありますが、 最終的には、下の付帯事項を遵守するという前提に立つと、全頭を検査対象とする必要性 は認められないという提言内容になっています。

(スライド26)

全頭を検査対象とする必要性はないが、ただし、これこれの事項は遵守しなさいとしているのが、後段にあります見直しに当たっての付帯事項の1から5番の項目です。

1番目は、道内の生産者や流通関係者並びに消費者に無用の混乱を来さないため、全国 同一のリスク管理に取り組み、国民の食品に対する信頼の確保に努めること。いわゆる説 明や周知によって信頼確保に今後も努めていくこと。

2番として、飼料規制、SRMの除去などBSE対策の有効性を道民だけでなく広く消費者に対して丁寧に説明をしていくこと。

3番目は、これまでの流れではBSEも収束し清浄国になっていますが、新たに何らかの問題が確認された場合は国の対応を速やかに求めること。

4番目として、国と道はBSE対策の継続について今後の長期的な展望に立ったあり方を検討し、まずは国の段階で検討したものを都道府県レベルで丁寧に説明していくこと。

最後に、非定型BSEについてはまだ不明な点が多いので調査研究を推進すること。

以上の五つを遵守するという前提で、と畜場でのBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められないという提言をいただいています。

対策の流れと道への提言の概要につきましては以上のとおりです。

私からの説明はこれで終わらせていただきます。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

続きまして、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要について山本課長より説明していただきます。

〇山本評価第二課長(内閣府食品安全委員会事務局):

こんにちは。食品安全委員会事務局の山本です。よろしくお願いします。

今日はBSEのリスク評価を行った内容を説明させていただきます。せっかくの機会ですので、食品安全委員会というのはどういう組織かなどを含めて説明させていただきます。 (スライド1、2)

食品安全委員会は平成15年にできました。できたきっかけは食品安全基本法に基づきますが、その法律も含めてBSEの発生を契機にしています。その中で大きな混乱が見られ、食品に関するリスク管理あるいは食品の安全性の評価、こういうものについては抜本的に見直すというようなことがきっかけになっています。ちなみに、今年が10周年で、7月に国際シンポジウムなども開く予定にしています。

食品安全委員会はリスクを評価するところ、そして厚生労働省、農林水産省、消費者庁等と書いてありますが、ここはリスク管理するところです。従来、この省庁の中に審議会

等がありましたが、管理あるいは規制をするところが、自ら評価をする、あるいは業界の方と直接接するところが評価をするというところで、悪い言葉で言うと「お手盛りの」というようなことを言う方もいますし、何らかの不透明さがつきまとうのだと思うのです。私は、悪いことばかりではなく、良いこともたくさんあるとは思うのですが、やはり不透明なところがあるので、私は内閣府ですが、これらの省庁とは独立した立場であります。あと、リスク評価は透明性を持って行うことです。

それと、ここに大きな要素でリスクコミュニケーション。これは、リスク管理機関、リスク評価機関、そして、よく消費者が注目を浴びますが、消費者だけでなく生産者、流通業者、加工業者、みんながリスクコミュニケーションをすることです。

もう一つ、ここで誤解を生じかねないのは、日本人的に全会一致でみんなが納得してというのはリスクコミュニケーションではありません。私の立場からいけば、この問題についての科学的な知見はどうなのか、リスク評価というのはどのような結果が出ているのか、そういうことを科学的に理解していただくことです。

リスク管理機関は、消費者や流通・加工業者でリスク評価の結果、科学的知見を踏まえながらリスク管理はこうすると。それぞれのことをしっかりと意見交換して情報を共有することです。

これだけ人がいて、一人一人の思いとか好き嫌いとか感情とか、いい悪いとか、その思想とか思いを統一するものではありません。そういうものはありますが、その上で、科学的にはどうなのか、リスク管理のあり方はどうなのかを議論するので、全会一致になるというような日本的なものではなくて、リスク分析という言葉を使っていますが、分析というと何かを調べるようなイメージがありますが、WHOなんかがリスクアナリシスという概念を持ち出しました。これも新しい概念ですが、それは今言ったような要素から成る食品の安全を管理する体系だと。私はその中の評価機関にいることをご理解ください。

(スライド3、4)

BSEは肉骨粉が原因などの基礎情報は省略します。

異常プリオンのほかに、通常持っている正常なプリオンがあります。

(スライド5)

あと、特定危険部位。これは、この図だけ見ておいてください。30か月以下は今このようなっています。30か月超のSRM、特定危険部位の範囲はこのようになっています。月齢に伴ってプリオンが蓄積するので、若いうちは蓄積しないので、この中枢神経系のものはSRMではないと。

(スライド6)

CJDとvCJDの話は先ほど小田さんからありましたので、省きます。

(スライド7)

ここからが評価についてですが、30か月齢超に見直しをしてなぜまたすぐに見直しをしたのだというような、パブリックコメントなどで誤解がありますので、ここで説明しますと、平成23年12月にこの全体が一括して諮問されています。その諮問の仕方が結果的に誤解を招いている部分があります。国内措置は検査対象月齢を20か月齢から30か月齢にする。SRMの範囲は、全月齢だったのを、今の図で見たように若齢のところでは脊柱等はSRMの対象としない見直しをする。

輸入については、米国、カナダ、フランス、オランダについて同じように輸入月齢を30 か月齢にするのと、SRMは同じ、まずここの部分の評価の依頼です。

そして3が、上記の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を 引き上げる。ここはもうフリーハンドでいいから評価の依頼です。

このことから、この30というのは一定の管理措置の指標を持てる月齢ですから、まずそれでやるとどうなるのかを評価して、その結果を踏まえてさらにフリーハンドで、食品安全委員会としてはこの結果を昨年の10月に答申として出して、輸入の関係とかSRMの関係は2月に見直し、国内の検査月齢は4月に施行となりました。

そこで、10月から直ちにこちらの評価に入っています。ここの中の国内措置だけを先行して今回答申を出しました。というのは、国内はデータが豊富なので、海外の評価をする前にまず国内の豊富なデータをもとにモデルケースとして評価しようじゃないかというのが今回の流れです。だから何かに基づいて慌ててやったのではなく、そもそもこれを行ってからこっちの評価をするというスケジュールに基づいてやってきたとです。

(スライド8、17)

ここから評価の基本的な考え方になりますが、ここから急に聞くと「何だろう」という感じがあるので、先に17ページの図で日本のBSEはどんな状況になっているかというのを聞いておいたほうが。要は後づけの評価ですから、現状をどう評価したかなので、現状をまず見ていただきたいと思います。

この図を説明しますと、これは西暦の年号が書いてあります。これは月齢です。どうなるかというと、同じマス目は1年ですので、ここで生まれたものが1年たつと1歳、2年たつと2歳になると。この線で生まれたものがどんどん大きくなっていく線です。

日本の第1例目のBSEはここで確認されました。2001年の9月10日です。千葉県の白石で60数か月の乳廃で確認されました。生まれは、調べたら北海道の佐呂間町でした。この段階で直ちに肉骨粉の使用を法的に禁止しています。その前に、1996年に通達で禁止しています。生まれた年を遡ると1996年のここで生まれていたこと。そのときは、それ以外は全くわかりませんでした。日本で何が起こったのか。後になってこの辺の検査をしてわかってきたのであって、そのときは全くわからなかったで全頭検査に結局踏み切りました。肉骨粉は全ての動物のものを全ての動物に与えないという完全禁止をしています。

検査をしていったらぽろぽろ見つかってきて、我が国の状況が見えてきました。何頭か続けて見つかってくるのが全部この辺で生まれているのです。さきほどの説明にもあったように肉骨粉で感染しますが、それも、大きくなってからではなく子供のとき、生まれたときに何を食べていたか、どうもここに感染グループがあること。ここを後のリスク評価のところで出生コホートと言っていますが、出生コホートというのは要は同じ生まれのグループという意味ですから、昭和何年生まれのグループとか、学校では何期生とか、同じ年の同じ世代です。この出生コホートでいくと、日本の場合ここのコホートで感染が出ていたこと。

潜伏期間からいくと、このコホートのこの辺でBSEの牛がレンダリング処理されて飼料に回ったのか、第2群がここのグループで出ていること。ここで飼料規制をして、最後の発生はここでストップしている。それ以降11年間、生まれ年では検査しても一切出ていない。摘発でもこの4年間位は黙々と陽性の出ない検査を続けていますが、生まれ年でい

くと11年間全く出ない牛を検査しているという状況です。

ョーロッパは、ここが汚染がもっとベタであったのだと思います。ここはワンポイント入ったのが循環したこと。この間全然出ていない。非常にスポット的な小さな汚染だったことが今になってわかってきています。このとき何でわからなかったかというと、まだ全体像が見えていなかった。ここがベタで、EUではもっと汚染されて毎年出るような状態なのですけれど、日本の場合はこうであったことです。

(スライド8)

それでは、どういう評価をしたのか。

評価の基本的な考え方は、要は肉骨粉によって感染が拡大したBSE、非定型ではなく定型を基本として考えようと。そのBSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかどうかというのをまず評価しないと、次へ動けないのと。そういう判断基準をもって判断した上で、さらに検査月齢の引き上げについて評価しようと、モデルケースとしてまず国内を先行して評価を今回しています。

(スライド9)

評価項目はどうかというと、三つです。

- ①として、出生年月で見たBSE最終発生からの経過年数がどれ位たっているか。この 段階は一般論です。それを日本に当てはめたことで、まずここは考え方です。
 - ②として、飼料の規制の強化が導入されてどれ位経過しているか。
 - ③として、そういった対策がちゃんと実施されているかという検証の部分。

これらを評価して、ある年月以降の出生コホートでBSEが極めて低い水準になっていると判断された場合には、しかしながら、さらに一定期間の検査を継続する必要があるのかないのか。検査の仕組みとして、それを経過的に維持するのかをさらに考えようとしました。

(スライド10)

これが出生コホートのイメージですが、BSEというのは小さいときに食べたものによって将来発症するので、二次感染というか水平感染というか、そういうのは起こらないので、このように発生します。小さいころ汚染されたものを食べたグループがいるとすると、発症しないものがほとんどなのですが、年をとるにつれて発症するものがぽつぽつと出てくると。このように出てくるはずのものが検査をしても出てこないことになれば、ここまで行って出てこないのなら、ここも出てこないだろう。当然ですが、このグループは発生することはないだろうというふうに考えます。

95%の水準で今回11年間を見たというのは、残り5%発生するのじゃないかと誤解されている方もいますが、そうではなくて、95%検出される期間にずーっと出なかったら、このグループというのはやっぱり感染していない、出るものが出てこないのだからと。統計学的には、半分出てくるところで出てこなかったら計算するとほとんどもうないことになるので、ここまで計算したらほぼゼロと。ここのグループの検証はここで十分終えていることです。

(スライド11)

実際にそれは何年なのか。さきほど11年と言いましたが、それがこれです。EUのデータ、フランスのデータ。EUはBSEが大量に出ているのでデータが統計的に使える。フ

ランスは生年月日というようなものを含めた細かいデータを入手できたので、それをさらに連続解析という統計的な手法で解析した。そうすると、EUでは11歳になるまでに通常発生として96.9%のBSEが摘発される。フランスのデータでも95%のところが10.6歳。ここまででそれだけのものが摘発されるというのがBSEの疫学的な発生のスタイルになります。

(スライド12、13)

この11歳というのを日本に当てはめた時どうなのか見ると、120か月、10歳以下で95.8%がと畜されるので、と畜される水準としても同じような数字になるので、11年経過すれば、ある出生コホート、ある生まれ年のグループについてはBSEの発生状況についても評価できると。繰り返しになりますが、先ほどのEUのデータでも11年で約97%検出されることで、11年BSEが確認されないことで判断できるというのが第1ステップです。

(スライド14)

これは模式図ですが、ここで生まれたものが11年たてば11歳になるわけですから、これだけの間ゼロであったというここのグループはも5BSEにかかっていないことが立証されます。

(スライド15)

ここで飼料規制をして、そこから出ていないのだから、管理措置が効いていれば当然ながら、ここでなくてこっちのものがあることはないはずなのですが、ここについては11年たっていないので検証期間としては足りないので、経過措置を考えようというのがここの考え方です。

(スライド16)

もう一方、BSE対策がちゃんと行われているかということで、侵入リスクという水際、 輸入の検疫の話、国内でのレンダリングの話、あと飼料規制の話、これは曝露のリスクで す。

侵入、増幅、曝露というリスク評価の3点セットなのですが、ここはと畜場での処理について点検表で実際点検したと。これも省略しますが、それぞれの措置は極めてしっかりやられているというのが日本の状況です。そういう検証もしています。

(スライド17)

この図に戻って、そうするとここの出生コホートは11年間全く出ないことで、どうも、もう感染はしていないようだと。こちらは感染群ですから、より高齢になって、普通はもういないと思いますけれど、いれば出てくる可能性があるのですが、ここのグループはいないと。で、日本は飼料規制などが極めて有効に機能した。OIEでも評価されて、今年「無視できるリスク」の国になりました。

(スライド18、19)

評価結果としては、今言ったように輸入規制による侵入リスクの低減、飼料の規制などによる増幅リスクの低減、人が食べる食肉の処理におけるピッシングとかSRMの除去という曝露リスクの低減措置が適切に取られているので、日本においては牛肉や内臓の摂取に由来するBSEプリオンによるvCJDの発生の可能性は極めて低いこと。

(スライド20)

また、2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたりBSEの発生は

確認されていないことで、今後、我が国ではBSEはまず出ないだろうと。これは定型BSEの話です。

(スライド21)

経過措置は、繰り返しになりますが、11年経過していないグループについてはもう少し 検証してはどうかと。

(スライド22)

そこの月齢はどうするのか。

四つの指標から見ていますけれども、BSE陽性牛は48か月齢以上であると。一部の例外というのは、日本でも若齢のものがありましたけれども感染試験で感染性は否定されました。

(スライド23)

EUでもほとんどの牛が48か月齢以上で検出。1頭、46か月か何かいたのですが、それについてはEUの飼料規制の前、2000年以前のもっと濃厚に汚染されているころの感染牛であると。摂取量が少ないほど潜伏期間は長くなることで、そういう濃厚汚染はもうないことで、これは無視されるだろうと。ですから48か月齢以上で検出されます。

経口投与実験で1グラムというかなりの量を投与したときにプリオンたん白質が検出される月齢が48か月相当以上、投与後44か月目で、投与している月齢が4から6か月なので、44足す6だと50なのですけれど、短いほうの4か月を足すと48で48か月齢相当以上ということで、当面の検査は48か月齢とすることになりました。

そうすると、定型BSEを念頭にと最初に言いましたが、非定型のもの、孤発的に出る ものがあるかもしれないけれども、ほとんどは8歳以上の高齢牛だと。

あと、2002年1月以前に生まれた高齢牛の中には感染牛はまだいるかもしれないこと。 (スライド24)

いずれも48か月齢以上の牛を検査すれば十分にカバーされるということですので、国内の 検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても人への健康影響は無視できるというのが 結論です。当面ということですので、この48か月齢超という検査月齢は、また将来的には 評価の対象となり得ることがこの結論の中には含まれています。

私からは以上です。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省の牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについて本郷主幹より説明します。

〇本郷主幹(道保健福祉部食品衛生課):

私、道の食品衛生課の本郷と申します。本来であれば、今日厚生労働省の担当者がこちらに来て皆さんにご説明をすべきところですが、担当者がどうしても都合がつかないということで私から説明をさせていただきますが、あくまで厚生労働省としての立場でご説明をさせていただきますので、資料等についても厚生労働省からお預かりをしている資料をそのまま利用してご説明します。

また、私の立場としても厚生労働省という立場でご説明しますので、どうぞご了承いただきたいと思います。

(スライド1、2)

では、牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについてです。

今日お話しする概要ですが、まず対策の概要、再評価の実施の経緯、食品健康影響評価を踏まえた対応(案)、そしてスケジュール、この4点についてご説明したいと思います。 (スライド3、4)

まず、対策の概要です。

国産牛のBSE対策の概要ですが、こちらは生産段階で取られている内容です。今、厚生労働省で対応していますのが、と畜場から食肉として販売される牛肉についての対応です。現在取られている対策の内容は、特定危険部位の除去と脊柱の規制、BSE検査、この3点です。これについて法律の規制に基づいて対策が取られているということです。 (スライド5)

BSE対策の経緯ですが、平成8年3月の段階で、まず英国でBSEが発生していますので英国の牛肉の輸入が禁止されるというようなことからスタートしています。

今回はこの部分を中心にお話をさせていただきますが、平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛が確認されましたので、平成13年10月に全頭検査という形で検査については対策がスタート。これにあわせてSRMの除去・焼却の義務づけで、舌と頬肉を除く頭部、脊髄、扁桃、回腸遠位部、この4か所については特定危険部位として除去・焼却が義務づけられています。

そして、平成17年の8月に検査対象月齢が21か月齢以上に引き上げられています。それ につきましては、皆様ご承知のとおり各自治体では引き続き全頭検査が継続されていると いうようなことがあります。

そして平成25年2月に30か月齢超の脊柱の使用禁止。脊柱の使用禁止は平成16年2月に始まっているのですが、これが30か月齢超に改正されています。

次に平成25年4月ですが、BSE検査対象月齢が30か月齢超で、先ほど食品安全委員会からご説明がありました、第1次答申に基づきましてこういう改正がされていると。これについても、各自治体のほうでは今の段階で全頭検査が継続されているという状況です。 (スライド6)

次にBSE検査頭数ですが、これはあくまでと畜場で牛肉として処理される牛についての検査頭数です。こちらは平成13年からスタートいたしまして、平成24年までに1,404万6,840頭が検査されています。その中でBSEが確認されたのが全部で36頭と書かれていますが、と畜場で確認された頭数は括弧内の数字、21頭確認されています。どういう月齢の牛で確認されたかといいますと、21か月から40か月の若い牛で2頭発生していますが、こちらは感染性が確認されておりません。そのほかは、ほぼ高齢牛で確認されているというような状況です。

(スライド7、8)

次に、再評価の実施の経緯です。

1992年に3万7,316頭と世界的に一番多くBSEが確認されていますが、2012年においては世界で21頭の確認にとどまっていると。これについては、飼料規制などが非常に機能していると考えています。特に英国はピーク時に3万7,280頭検出されましたが、2012年には3頭と。この3頭についても飼料規制前に生まれたかなりの高齢牛と聞いています。

(スライド9)

続きまして、牛海綿状脳症(BSE)対策の再評価についてです。

このようにピーク時には世界で3万7,000頭発生したものが、21頭と非常に少なくなっている。国内においても、平成15年以降に出生した牛からはBSE陽性牛が確認されていない。このように世界的にBSEの発生数が大きく減少してリスクが非常に低減している。こういう状況の中で、対策の再評価をすべきではないかということで、平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会にお諮りしました。

(スライド10)

そして、食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をさせていただいた内容です。

まず国内措置として、検査対象月齢を20か月齢から30か月齢とした場合のリスク、SR Mの範囲について評価いただく。

国境措置として、海外から輸入する牛肉に関して改めて評価をしていただく。

この2点をまずお願いして、その評価をいただいた後、国際的な基準を踏まえてさらに 月齢の規制閾値を引き上げた場合はどうかというような評価をお願いしていたというよう な状況です。

こちらで、今年の4月に30か月齢に見直しされたところですが、それに引き続いて今回48か月で、非常に拙速な対応ではないかというようなご批判をいただくことがあります。それについては、諮問の中で一括してお願いをしている中で、こちらの評価を受けた後に引き続き評価をいただいているというような一連の流れです。

(スライド11)

食品安全委員会からの1次答申です。

まず国内措置ですが、検査対象月齢については、規制閾値が20か月齢の場合と30か月齢の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への影響は無視できるという評価をいただいています。

また、SRMの範囲ですが、全月齢の場合と30か月齢超の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという評価をいただいています。

海外からの輸入についても同じように評価をいただいています。

(スライド12)

次に、5月13日にいただいた2次答申です。

国内措置について、具体的な検査対象月齢については、評価対象国における発生確認最低月齢、EUにおけるBSE発生の実績月齢、BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる、こういう知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢、4歳を超えるものに引き上げたとしても人への影響は無視できるという評価をいただいたところです。

(スライド13)

あわせて、国際獣疫事務局、OIEの「無視できるリスク」の国の条件ですが、過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないこと、有効な飼料規制が8年以上実施されていること。この2点とも日本においてはクリアされていることで、こちらには「無

視できるリスク」の国に承認される見込みと書かれていますが、これは資料が古いものですから、実際に現地時間で5月28日、日本時間で5月29日に承認をいただいています。

(スライド14、15)

そして、食品健康影響評価を踏まえた対応(案)ということで、まず国内措置の見直しです。

平成24年3月31日までは、BSE検査対象は20か月齢超、SRMの除去の対象は全月齢の頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部の4か所でしたが、食品安全委員会からいただいた1次答申に基づきまして検査対象月齢をまず30か月齢超に引き上げ、これは4月1日から施行されています。またSRMの除去の対象についても、扁桃を除く頭部、脊髄、脊柱については30か月齢以下についてはSRMとして除去の対象から外し、全月齢の回腸遠位部、扁桃につきましては引き続きSRMとして除去の対象で、これも4月1日に施行されています。

今回、食品安全委員会から2次答申をいただきました。これに基づいて検査対象月齢を48か月齢超に引き上げることで、これは6月3日に省令を公布しています。で、7月1日に施行になっています。

(スライド16)

全頭検査の見直しについてですが、国産牛肉が科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず公費により全頭検査を継続することにいて、検査をしていない牛肉は危険である、検査をしていれば安全であるといった誤ったメッセージにつながる恐れがある。

また、一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に検査実施と検査未実施の牛肉が混在することになり混乱を招く恐れがある。

こうした混乱を防ぐために、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには全自治体で全頭検査を見直すことが必要だと考えています。

また、全頭検査の見直しを検討している自治体からも、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるように国で調整をしてほしいという要望をいただいています。

ということで、平成25年4月19日にBSE全頭検査一斉見直しについて農林水産省と連携して各自治体に通知を発出しているということです。

(スライド17)

月齢別と畜頭数ですが、これは平成23年度の数字で、食品安全委員会から1次答申いただいた30か月齢で区切った場合、ここになります。この場合、先ほどもご意見がありましたけれども、市場に牛肉として流通するものの中に検査を行ったものと行わないものが混在するおそれがあるというところがクリアできないことがあります。

それに対して、今回2次答申をいただいた48か月齢で区切った場合、ほとんどの牛が検査対象外という形になります。ということで非常に整理がつくというところがあります。 (スライド18)

BSE検査の海外の状況ですが、今、食肉検査でBSE検査を行っているのは日本のみです。EUにつきましては72か月齢超の牛で検査を行っていますけれども、(注3)にありますとおり各加盟国の判断によって健康牛のBSE検査は廃止することが可能です。国際的な基準、OIEの基準においても食肉検査でBSE検査を行うことを求めていません。

それに対して発生状況調査という目的での検査ですが、これは各国が対象としていて、OIEの基準の中でも30か月齢以上の高リスク牛、要は立てない牛であるとか途中で死んでしまったような牛、そういったものについては引き続き検査をやるべきだというようなことで基準が定められています。

(スライド19)

そして特定危険部位、SRMの除去ですが、食品安全対策として特定危険部位の除去が非常に重要だと考えています。これにつきましては、日本は今、30か月齢超の舌と頬肉を除く頭部がSRMとして除去されています。海外におきましては、頭蓋、頭の上半分が対象となっているのがほとんどです。ただ、扁桃というのは口の中の組織になりますので、頭の上半分といっても扁桃があることであれば下顎の部分も含まれるので、その部分は対象になっているというのが海外の状況です。脊髄については各国同様で、30か月齢超が対象になっているのがほとんどです。脊柱についても同じです。腸につきましては、全月齢の回腸遠位部というのが世界的な動きです。

(スライド20、21)

今後のスケジュールです。こちらは古い資料なものですから、スケジュールがかなり進んでいます。

まず、4月25日から5月24日にかけて厚生労働省でパブリックコメントを行いました。 また、5月21日、24日にリスクコミュニケーションが東京と神戸で行われました。

そして5月の下旬、具体的には現地時間で5月28日、日本時間で5月29日にOIEの総会において日本は「無視できるリスク」の国に承認されました。

ここでは6月上旬になっていますが、実際には6月3日に関係省令の改正されています。 あわせて補助金交付要綱の改正が行われています。

そして、改正された関係省令が施行されるのが7月1日で進んでいます。

私からの説明は以上になります。

これ以降は、参考資料として科学的な部分であるとか、そういった説明が載っていますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上です。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

続きまして、北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について奥田課長から説明します。

〇奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

北海道の家畜衛生担当課長です奥田と申します。

これまで立て続けにご説明した中でわかりづらいところもあったかもしれませんが、北海道が行っていると畜牛のBSE検査、独自で行っている部分があります。国の見直し等がありまして、これまで21か月齢以上や30か月齢超とか変わってきていますが、全国の都道府県、自治体で全頭検査が続いています。

平成13年9月にBSEが発生いたしまして、全頭検査を継続するに至ったのは、過去に全頭検査継続の要望がかなり高かったことがあります。一番大きかったところは、平成20年に国が20か月齢以下のと畜牛のBSE検査については補助金を打ち切った時点でありま

して、ここが一番大きなポイントだったのですが、この時点では実際に国内でBSEの発生がありました。まだ実験感染等のデータもそろっていない状況でしたし、と畜場でピッシングを行っていたといったような問題もありました。とても安心できないという声に対して言い返せる何物もない状況でありまして、説明会等も開催いたしましたけれども、消費者以外にも業界、流通、生産、加工の各団体から一斉に全頭検査継続のご要望があったところです。

そこで、道としても説明会を開催しました。平成19年、20年と函館でも開催しています。 道内4か所で説明会をやった中ではアンケート調査も行ったのですが、いつまで全頭検査 を続けたらいいですかという質問に対しまして、全頭検査を求められる方の過半数が清浄 国になるまでとおっしゃられたのが記録に残っています。そういったこともありまして、 道としてはこの独自で行っていると畜牛の検査、清浄国が見えてきたこともありまして検 討が必要だろうということで、昨年の秋から先ほども説明がありました、知事の附属機関 で検討いただいてきたところです。特に、清浄国になればということではありましたが、 国内ではBSEの発生がもうないだろうという時点になれば見直しはすべきではないかと いうのが識者の意見でした。

そういったこともありまして見直し方針(案)を道としても示させていただいたわけですが、その前に、函館は漏れてしまったのですが、先月末には道内3か所で説明会を開催させていただきまして、全国の動き、各自治体はどうするのかといったところも聞きました。団体の意向なども聞いた中で、方針を出すべきではないかという意向がありまして、先月の23日に方針(案)を出させていただいたところです。

資料4にあります「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)」を示させていただきましたので、この内容について説明をさせていただきたいと思います。

資料の2ページ目にありますのが、先ほどスライドでもありました北海道食の安全・安心委員会が示した「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」です。この提言を受けまして1ページ目の対応方針、基本的な考え方を示させていただきました。

提言では、と畜場におけるBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められないとされましたことから、道が行っていると畜牛のBSE検査については、この提言を踏まえて全頭を対象としないことといたしました。

この見直しに当たりましては、検査を止めるわけではなくて、全頭を対象としないことですが、まず現場でのリスク管理があります。飼料規制、特定危険部位の管理、消費者に対する説明責任もあります。このようなものを改めて強化することを大前提といたしました。

まず基本的な考え方の①、飼料規制です。こちらにつきましては、飼料販売業者や農家への巡回や検査の頻度を増やすなどして最も重要な飼料規制を徹底することです。余り知られていませんが道内には飼料販売業者がいて、肉骨粉は使っていないのですが、配合飼料を混合したり販売する業者がいます。こちらについては、3年に1回の割合で実際に立ち入りしまして、振興局の方に指導や飼料を実際に収去してきて検査しています。農家さんについても抜き打ちで収去して、年間200検体ほど検査しています。これを300検体ほどに増やすことで、当然、頻度も増やしますし検体数も増やすことで、緊張感を持たせることが一つ重要だろうと考えました。

②として、と畜場における分別管理など特定危険部位の除去を徹底することになっています。国でガイドラインは出ていますが、これまでは全国一律で全頭検査を行っていましたから、分別というのではなく、特定危険部位は一頭ずつ全部バケツに入れて焼却という対応をとってまいりましたが、いろいろな緩和がされてきて分別したものとしないものがごちゃごちゃになるといけないので、基本的には部位別に例えば頭、脊柱、回腸遠位部、扁桃といったものの分別を行って、バーコードなどで色分けをしていくといったようなこと。もし活用することがあれば、活用しないものとの接触や混合が起こらないように確認するといったような業務を徹底することとしています。

③として、飼料規制ですとか特定危険部位の除去について、ホームページだけではなく 説明等も含めまして広く広報活動を行うこと。それから、と畜場見学会。なかなか難しい 部分はありますが、何らかの形でと畜場で行っている内容について広報をする取り組みを 企画することを考えました。

次に、(2)提言の付帯事項への対応についてですが、提言で5項目の付帯事項がありました。①から⑤まで書いてありますが、具体的に何をするかはこちらで書いています。

①の全国同一のリスク管理に取り組むことについては、基本的には、今現在行っていますけれども、全国同一となるよう国あるいは他の自治体等との情報共有を行っています。

②のBSE対策の有効性について丁寧な説明を行うことにつきましては、国が本来説明 責任を果たすというのが一つありますが、道としても今現在パブリックコメントを募集し ていますし、本日説明会を行っていますが、これ以外にも今後も要望に応じて説明会を開 催し、広報活動も行っていくこととしています。

③の新たな問題が確認された場合の国への対応要求ですが、特に非定型BSEに対する不安感というのがありますので、新たな発生、新たな知見がありましたら国に対して速やかに対応を求めることとします。

④のリスク管理のあり方についての説明というのはちょっとわかりづらいのですが、E Uでは基本的にリスクの度合いに合わせまして管理を厳しくしたり緩めたりといった長期的な工程表、ロードマップというものを作っています。日本でも見直しはしてきていますが、実効が伴っていないのは事実です。実効の伴った工程表、ロードマップの作成そして公表を国に求めていくことが一つありますが、道としても、ロードマップを作るわけにはいきませんが、自らができる飼料規制と特定危険部位の除去について強化をして、その内容につきまして積極的に情報発信をすることとします。

⑤の非定型BSEを含めた調査研究の推進についてですが、やはり非定型BSEに対する不安の声がありますが、先ほど来説明していますように非定型BSEというのは孤発性のプリオン病と想定されています。人の孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病というのがあります。100万人に1人、年間200名の方が老齢による細胞老化で発生すると言われています、実際に発生しています。一方、牛の場合は天寿を全うするまで飼いません。早いうちにと畜されますので、これまで国内では1,300万頭以上検査していますが、その中で2頭、極めて低い発生率ではありますが非定型BSEが発生しています。今後も自然な形で高齢の牛には発生すると想定されますことから、国に対して緩めず調査研究を継続を求めるとともに、非定型BSEは道内で発生したものではないため、道では国と協力という形で調査研究を行っています。具体的には牛を実験に使用できる研究機関ということで畜産試験

場で摂取試験など行っています。今現在、非定型BSEを食べた牛が5頭ほど畜産試験場で飼われていますけれども、摂取から2年たっていますけれどまだ何ともないそうです。このような試験も行っていますので、引き続き協力という形で、必要に応じてとは書きましたが、あくまでも主導が国なり、財源が文科省ということですので「協力」という形で書かせていただきました。

続いて、今後のスケジュールですが、この見直し(案)についてパブリックコメントを6月22日まで30日間募集しています。そのほか、説明会につきましては今日まで4会場で開催してきましたけれども、これはあくまでも一応ということです。説明会については今後も必要に応じて開催したいと思います。

3ページ目をご覧下さい。参考ですが、5月29日に農林水産省が出したプレスリリースです。先月末にフランスのパリで開催されましたOIE総会で日本が「無視できるBSEリスク」の国、いわゆる清浄国に認定されましたので、あわせて報告させていただきます。

今後の予定ですが、6月22日までパブリックコメントを行いました後、道としてそのお答えをホームページで公表しますとともに、道議会での議論を踏まえまして、検査対象月齢あるいは見直しの時期につきまして知事が判断することとしています。

以上です。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

ここで10分休憩をとりまして、質疑に移ります。

なお、ご質問につきましては、多くの方々からの質問に効率的にお答えしていくため、 市町村、所属、氏名をはっきり述べてください。また、質問は1人1問ずつ簡潔にお願い します。

再開は15時15分とします。よろしくお願いします。

一休 憩一

(3)質 疑

〇司 会(道農政部畜産振興課):

時間となりましたので、質疑に移ります。

ご質問につきましては、多くの方からの質問に効率的にお答えしていくため、市町村、 所属、氏名をはっきりと述べてください。

それでは、お願いします。

説明でわからなかった点や説明が不足な点、もっと詳しく聞きたい点などありましたらよろしくお願いします。

〇質問者A:

先ほどの最初の説明ですが、BSE専門部会のアンケート結果への意見で、43都府県の 方針について未定が3とありますが、この三つは今現在も要望しているのでしょうけれど も、今の状況はどうなっていますでしょうか。

〇小田主幹(道農政部畜産振興課):

その当時は43都府県を対象に調査しましたが、その後、厚生労働省でも各県へのアンケート等がありまして、と畜場を管轄している都道府県数は正確に言うと44ありまして、その44のうち42につきましては見直す方向もしくは、一部の県では4月1日に48か月齢に変更するとインターネット等で公表されています。残りは、一つが検討中で未回答、もう一つが状況を判断して検討というふうに聞いています。ですから44のうち42は見直す方向でいますということで、あとの二つは、検討中、未回答という状況です。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいですか。

〇質問者B:

道の全頭検査見直しということで、48か月齢以上は行うが以下は行わないいうことで、 今進めているみたいですが、今の他府県の回答で2か所が未回答というか、まだ検討して いるみたいですけど、そこがもしやるのでしたら、見直しをするときには、みんなが足並 みそろえ止めるとを聞いたのですが、もしこの二つのと畜場が検査をするとしたら、道は、 これを無視して全頭検査を止めるのですか。前に聞いた話では、皆さん足並みそろえてや るということで、どこか検査をするところがあるであれば検討するということを聞いたの ですが、その辺はどうでしょうか。

〇奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

北海道としては全県一斉とは言っていないのです。提言にもありましたが、全国同一のリスク管理という言い方がありまして、主産地とそうでない地域があるところです。特に流通・生産の団体がおっしゃっているのは、北海道から9割の肉なり生体が出荷されていることで、それを実際に消費、肥育するところの考え方が重要というような見方をされています。実際1,000頭を超えるか超えないか位の県もありまして、そういったところは影響がなくて続けることもあるかもしれない。やはり主産地は責任ある判断をされるでしょうというような見方があります。実際、知事も記者会見で申していますが、全県ではなくて、大きく生産されている鹿児島、宮崎あるいは東京、これらの都県のあり方が重要だということです。

一部の県では全都道府県一斉というような見方をされている知事もおられますが、基本的には全県一斉が望ましい姿ではあります。厚生労働省ではそういった方向で進めていると聞いています。県でいうと44都道府県ですが、自治体数でいうと76あり、今現在76のほとんどが止める方向だと聞いています。

以上です。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

ほかにご質問はありませんか。先ほど説明した事項でわからなかった点、説明が不足した点などがありましたらご質問ください。お願いします。

〇質問者B:

すみません。もう一度よろしいですか。

先ほど言ったと畜場の検査するところ、頭数が少数のところはやるかもしれないと言いましたけど、国内で検査済みの肉と検査しない牛の流通が出てくることがあります。これに関しての風評被害というのはないのですか。

〇奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

そういうことがないように調整を行っていますが、全国に出荷して流通している県については基本的に同一歩調というところは一致しています。聞くところによると、まだ判断をしていないところにつきましては自分の県内というような意味合いが強いような色合いがあるようです。というように聞いています。ただ、ぎりぎりまで国、厚生労働省は調整すると聞いています。

〇司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

ほかにご質問はないでしょうか。

これをもちまして説明会を終了しますが、最後に質問があれば伺いますが。

(4)閉 会

〇司 会(道農政部畜産振興課):

これをもちまして「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に関する説明会」を閉会します。

お帰りの際はアンケートの提出をお願いします。出口の受付のところに回収箱を用意していますので、よろしくお願いします。

また、現在実施しています北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に係るパブ リックコメントの募集要領を受付に用意していますので、関心のある方はお持ちください。 本日は長時間、ありがとうございました。